

Ⅱ 生活保護行政の状況

1 県本庁における生活保護行政の状況

(1) 組織体制

ア 県本庁における生活保護事務担当

- 昭和 60 年 4 月 1 日 民生部社会課から福祉部援護課に改称され、生活保護班が担当する。
- 平成 5 年 4 月 1 日 福祉部生活援護課に改称され、管理指導班及び生活保護班の 2 班が担当する。
- 平成 12 年 4 月 1 日 管理指導班が管理恩給年金班と改められた。
- 平成 16 年 4 月 1 日 管理恩給年金班が恩給・ホームレス対策班と改められた。
- 平成 17 年 4 月 1 日 保健福祉部生活援護課に改称され、生活保護・ホームレス対策班が担当する。
- 平成 22 年 4 月 1 日 保健福祉局地域保健福祉部生活援護課に改称され、生活保護グループが担当する。
- 平成 25 年 4 月 1 日 保健福祉局福祉部生活援護課と改められた。
- 平成 30 年 4 月 1 日 福祉子どもみらい局福祉部生活援護課と改められた。

イ 担当事務等

(ア) 生活保護グループの担当事務

- ・ 保護の実施要領関係、介護扶助運営要領関係、医療扶助運営要領関係、生活保護法施行事務監査・特別指導監査をはじめとする福祉事務所指導、指定医療・指定介護機関の指導、扶助費等の経理、その他生活保護全般に及ぶ事務
- ・ 生活保護法に規定する審査請求の事務
- ・ 生活保護施設事務費、補助金に関する事務

(イ) 嘱託医等の配置

医療扶助の適正かつ積極的な運営を図るために、技術吏員及び精神科嘱託医をそれぞれ 1 名配置し、更に、昭和 45 年度から一般医科嘱託医と歯科嘱託医を配置している。

これら専門医は、診療報酬明細書の知事決定審査をはじめ、指定医療機関の指定促進等に従事し、特に一般医科及び精神科嘱託医については、指定医療機関に対する指導や診療報酬明細書審査業務などを行っている。

(2) 令和5年度神奈川県的生活保護行政の基本方針

ア 現状認識

(ア) 県内の生活保護の動向

令和5年4月現在、全県の被保護者数は152,911人、被保護世帯数は123,182世帯で、被保護世帯は増加傾向となっている。世帯類型別割合で見ると、高齢世帯が52.3%と最も多くなっている。障害世帯は14.9%で前年同月より0.1ポイント増加、その他世帯は18.0%で前年同月より0.3ポイント増加、傷病世帯は10.5%で変わりなく、母子世帯は4.3%で前年同月より0.3ポイント減少した。

「高齢者世帯」の最も多い要因について、①人口動向の影響、②「高齢者世帯」に多くみられる課題（高齢に伴う失職、老齢年金等収入額が少ない）、③保護受給期間の長期化による高齢者世帯への移行等が考えられる。

こうした県内の保護の動向から、高齢者や障がい者が抱える課題への支援や稼働能力を有する被保護者への就労支援等、多様かつ幅広い課題への対応が必要となっている。

(イ) 制度の動向

平成30年6月、「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」が成立し、順次施行された。

<改正法の施行時期>

平成30年6月：進学準備給付金の創設

平成30年10月：後発医薬品の使用原則化等

令和2年4月：無料低額宿泊施設の規制強化や日常生活支援を提供する仕組の創設

令和3年1月：被保護者健康管理支援事業の創設等

今後も生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携による対象者への適切な支援を推進していくことが求められている。

(ウ) 令和4年度の管内福祉事務所に対する県の取組

令和4年度は、次の事項に取り組み、法の適正実施の推進を図った。

a 相談者等に寄り添った適切な相談支援の実施

コロナ禍における生活保護の弾力的な運用、申請権を侵害しないこと、侵害していると疑われるような行為について厳に慎むよう、監査や会議等において周知徹底を図った。

実施機関においては、面接相談や一般ケース検討等を行い、相談者に寄り添った対応が行われているかCWとのヒアリングを実施し確認した。

b それぞれの課題にあった自立支援の実施

実地監査において一般ケース検討や、訪問調査の実施状況を確認すること等により、被保護者の自立支援にかかる状況を把握した。

c 適切な保護の実施に向けた組織的な取組みの推進

監査実施方法について、新型コロナウイルス感染症拡大前と概ね同等の实地監査を実施し、生活保護制度の適切な運用にあたって組織的に対応することの重要性を共有した。

(エ) 令和5年度に向けての課題

令和5年度の生活保護の運営実施に当って、次の事項が課題である。

a 物価、エネルギー価格上昇の影響等への対応

3年に亘る新型コロナウイルス感染症は新たな段階への移行が進められ、経済は持ち直しつつあるが、物価、エネルギー価格の上昇に加え、コロナ禍における生活福祉資金特例貸付の償還も始まり、生活保護の相談・申請や保護世帯数の増加が今後も見込まれる中、福祉事務所においては、生活に困窮する相談者に寄り添った相談支援や、速やかな保護の決定、さらに訪問等により把握した被保護者それぞれの課題にあった自立支援を強化することが必要である。

b 令和4年度の管内福祉事務所への監査で確認した課題への対応

令和4年度に実施した監査において、所長以下組織全体として課題等を共有し、改善に向けた取組みがなされていない事例が散見され、同様の指摘が複数年にわたる事例もあった。福祉事務所の課題については、組織全体で改善を図る取組が必要である。

また、県は、实地監査や、会議・研修のより一層の充実により、福祉事務所に対する支援を強化する必要がある。

イ 令和5年度の基本方針

生活保護制度の趣旨目的を理解した制度運営を図るためには、制度を必要としている人を確実に制度につなげ、適切な保護の決定と必要な支援を行い、組織的な取組を進めることが重要である。

県は、こうした取り組むべき課題について、次の3点を柱に適正な保護の実施を推進する。

(ア) 相談者等に寄り添った適切な相談支援の実施

(イ) それぞれの課題にあった自立支援の実施

(ウ) 適切な保護の実施に向けた組織的な取組みの推進

ウ 令和5年度重点事項

現下の生活保護の状況及び令和4年度監査結果等を踏まえ、福祉事務所が取り組む次の項目について、県は、監査等で確認するとともに、会議・研修等で必要な助言指導を行う。

(ア) 現下の社会環境及び経済状況における適切な制度の実施

a 相談者等に寄り添った丁寧な相談支援の実施と速やかな保護の決定

- b 訪問等により把握した、被保護者個々の課題に対する効果的な自立支援の実施
- (イ) 福祉事務所の組織力運営管理面の向上
 - a 職階毎の役割の認識、効果的な進行管理及びチェック体制の構築
 - b 各関係職員の知識技術の向上のための所内研修や、マニュアル等の整備
- エ 県の具体的な取組み事項
 - 県は、基本方針に沿って、次の取組みを行う。
 - (ア) 監査の充実
 - 書面審査も継続しつつ、実地監査をより効果的、効率的に進め、ヒアリング等により相談や被保護者の自立支援にかかる助言を行うとともに、福祉事務所の組織的運営管理面の向上を支援する。
 - (イ) 研修方法の工夫及び充実
 - 集合による研修を基本としつつ、内容によりオンラインの活用も検討することで、より一層充実した内容の研修を行い、相談支援等の知識技術の向上や、連携強化等による重層的支援の向上を図る。
 - (ウ) 対面による会議の開催
 - 対面による会議を開催することで、福祉事務所どうしが顔の見える関係を築き、効果的な組織的取組みなどの情報共有を図る。

(3) 福祉事務所に対する事務監査

ア 令和4年度実施状況

令和4年度は、管内21の全福祉事務所に対して各1回事務監査を実施した。また、2福祉事務所に対して特別指導監査を実施した。実施結果の主眼事項・着眼点別指摘の状況は第1表のとおりである。(なお、残り1の福祉事務所は厚生労働省監査を実施した。)

第1表 主眼事項・着眼点別指摘の状況

指 摘 事 項	指摘事務所数	構成比
	A	$A/21 \times 100$
実施機関の組織	7	33.3%
査察指導機能の状況	18	85.7%
保護の決定実施の状況	5	23.8%
訪問調査活動の状況	10	47.6%
面接相談の体制、保護の開始、廃止の状況	4	19.0%
経理事務の処理状況	7	33.3%
課税調査（一斉点検）の状況	8	38.1%
扶養能力調査の状況	3	14.3%
個別具体的な指導援助の状況	16	76.2%

イ 令和5年度生活保護法施行事務監査実施計画

(ア) 監査の目的

福祉事務所における施行事務について、その適否を関係法令及び国が定める生活保護法施行事務監査実施要綱の別紙「生活保護法施行事務監査事項」に基づき、個別かつ具体的に検討し、必要な是正改善を図るとともに、生活保護事務がより適正かつ効率的に実施されるよう指導・援助することを目的として、生活保護法施行事務監査（以下、「監査」という。）を実施する。

(イ) 監査の重点事項

a 保護の面接相談及び申請時の適切な対応について

コロナ禍の各種支援が終了し、生活福祉資金貸付金の償還が始まる一方で、物価、エネルギー価格の上昇などにより厳しい社会環境及び経済状況が継続している。そのような状況において、生活保護世帯数は着実に増加していることを踏まえ、必要な方に対し確実に保護を実施するという制度の基本的な考えの

もと、相談者等に寄り添った丁寧な相談支援を実施する。また、令和4年度に実施された厚生労働省監査の結果を踏まえ、可能な限り速やかな保護決定に努めることが必要である。

b 課税調査の事務処理の進行管理の徹底について

令和4年度に実施した監査の結果、一部実施機関において、調査実施年の前年中に保護を受けていた者全員を対象として課税調査が実施されていない、法第63条、78条適用事例のうち前年度に実施した課税調査で判明すべきと料される事例が認められる、課税収入額と収入申告額の突合作業及びその結果に対する組織的な確認が不十分である、又は調査後の処理が遅延している等の状況が確認されたことから、更なる取組みが必要である。

c 訪問調査活動の確実な実施について

令和4年度に実施した監査の結果、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮したとしても、訪問計画に沿った訪問調査活動が実施されていない事例が認められた。訪問調査活動は生活保護制度の中核を成す重要な現業業務であることを十分に認識の上、通知に基づき、必要な訪問調査活動を実施する必要がある。

なお、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に引き下げられることを踏まえ、訪問調査活動の取り扱いについては令和5年3月30日付け厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡「新型コロナウイルス感染防止等のための訪問調査活動等の取扱いの廃止について」に基づき実施する。

(4) 指定医療機関

生活保護法による医療扶助のための医療を担当する機関は、法第49条の2第2項各号のいずれにも該当せず、医療扶助のための医療について理解を有していると認められるものについて、厚生労働大臣、都道府県知事、又は政令・中核市長が指定し、医療扶助は指定された医療機関に被保護者を委託して実施される。

(5) 指定医療機関に対する指導検査

指定医療機関に対する指導及び検査としては、国が示した基本方針に準拠し、「生活保護法指定医療機関に対する指導及び検査実施要領」に基づき、被保護者に対する援助の充実と自立助長に資するため、法による医療の給付が適正に行われるよう制度の趣旨、医療扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図ることを目的として、一般指導及び個別指導を実施、また、被保護者にかかる診療内容及び診療報酬の請求の適否を調査して診療方針を徹底させ、医療扶助の適正な実施を図ることを目的として、検査を実施することとされている。

令和4年度指定医療機関に対する指導実施状況は第2表のとおりである。

第2表 令和4年度指定医療機関に対する指導実施状況

	一般指導 (集団指導)	(実地指導)		計
		個別指導	検査	
医科	資料配布	4回	0回	4回
歯科		0回	0回	0回
調剤		0回	0回	0回
計		4回	0回	4回

(6) 診療報酬明細書の点検

診療報酬明細書、調剤報酬明細書（以下「レセプト」という。）の点検を行うことにより、生活保護法による医療扶助費の適正な支出を図るとともに、被保護患者の適切な処遇の確保を図るため、実施するものである。

令和元年度までのレセプト点検（過誤調整）の状況は第3表のとおりである。

第3表 レセプト点検（過誤調整）の状況

年度	区分	レセプト総数	点検数	点検率	支払総額 (算定額) 千円	過誤調整額 千円	調整率
19	県域・中核市	638,722	638,723	100.0	24,086,962	210,966	0.87
	政令市	1,696,242	1,696,242	100.0	53,818,811	568,888	1.13
	全国	32,687,167	32,657,614	99.9	1,296,426,412	11,772,873	0.91
20	県域・中核市	662,866	662,866	100.0	24,969,181	185,563	0.74
	政令市	1,696,187	1,696,187	100.0	56,431,307	454,879	0.81
	全国	33,788,272	33,741,021	99.9	1,344,851,134	11,527,537	0.86
21	県域・中核市	598,287	597,657	99.9	22,088,504	181,331	0.82
	政令市	1,993,393	1,993,393	100.0	65,785,243	478,024	0.73
	全国	37,701,251	37,684,816	100.0	1,549,176,002	11,984,610	0.77
22	県域・中核市	660,015	660,015	100.0	24,560,934	159,830	0.65
	政令市	2,119,590	2,119,590	100.0	71,694,874	592,600	0.83
	全国	39,844,306	39,789,976	99.9	1,558,845,448	14,128,851	0.91
23	県域・中核市	710,703	710,703	100.0	25,832,114	193,243	0.75
	政令市	2,282,216	2,282,216	100.0	75,735,240	712,494	0.94
	全国	42,391,559	42,391,559	100.0	1,674,219,621	15,428,349	0.92
24	県域・中核市	635,549	635,549	100.0	23,520,790	223,461	0.95
	政令市	2,179,242	2,179,242	100.0	70,611,614	756,455	1.02
	全国	43,924,639	43,924,639	100.0	1,724,383,684	16,491,580	0.96
25	県域・中核市	780,883	780,883	100.0	27,854,336	198,172	0.71
	政令市	2,482,128	2,482,128	100.0	79,871,767	562,234	0.70
	全国	45,543,238	45,531,012	99.97	1,771,152,883	15,633,821	0.88
26	県域・中核市	801,217	801,217	100.0	28,549,199	219,559	0.77
	政令市	2,547,006	2,547,006	100.0	79,006,273	678,977	0.86
	全国	46,660,777	46,636,441	99.9	1,720,943,545	15,709,321	0.91
27	県域・中核市	827,211	827,211	100.0	29,595,903	224,404	0.75
	政令市	2,607,927	2,607,927	100.0	81,563,977	823,685	1.00
	全国	46,181,694	46,169,531	99.9	1,751,117,041	16,191,319	0.92
28	県域・中核市	854,501	854,501	100.0	30,488,143	203,789	0.67
	政令市	2,652,389	2,652,389	100.0	81,618,027	968,153	1.19
	全国	47,537,682	47,524,056	99.97	1,735,968,952	16,332,227	0.94
29	県域・中核市	860,728	860,728	100.0	31,275,758	237,086	0.76
	政令市	2,571,984	2,571,984	100.0	82,792,823	683,229	0.83
	全国	48,436,342	48,319,675	99.76	1,810,737,271	16,152,486	0.89
30	県域・中核市	887,216	887,216	100.0	32,133,810	258,944	0.81
	政令市	2,697,265	2,697,265	100.0	87,312,775	872,687	1.00
	全国	48,068,425	47,943,049	99.74	1,822,933,626	14,972,444	0.82
元	県域	781,906	781,864	100.0	28,465,332	218,803	0.77
	政令市	2,653,196	2,941,398	110.9	87,214,616	406,661	0.47
	全国	48,286,335	48,799,690	101.06	1,156,291,272	10,366,399	0.90

(7) 指定介護機関

生活保護法による介護扶助のための介護を担当する機関は、法第 54 条の 2 第 4 項において準用する法第 49 条の 2 第 2 項第 2 号から第 9 号までのいずれにも該当せず、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文、第 42 条の 2 第 1 項本文、第 46 条第 1 項、第 48 条第 1 項第 1 号、第 53 条第 1 項本文、第 54 条の 2 第 1 項本文、第 58 条第 1 項若しくは第 115 条の 45 の 3 第 1 項の規定による指定又は同法第 94 条第 1 項の規定による許可を受けているものであって、介護扶助のための介護について理解を有していると認められるものについて、都道府県知事及び政令指定・中核市長が指定し、介護扶助は指定された介護機関に被保護者を委託して実施される。

(8) 指定介護機関に対する指導検査

指定介護機関に対する指導及び検査としては、国が示した基本方針に準拠し、「生活保護法指定介護機関に対する指導及び検査実施要領」に基づき、被保護者の処遇の向上と自立助長に資するため、法による介護の給付が適正に行われるよう制度の趣旨、介護扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図ることを目的として、一般指導及び個別指導を実施、また、被保護者にかかる介護サービスの内容及び介護の報酬の請求の適否を調査して介護の方針を徹底させ、介護扶助の適正な実施を図ることを目的として、検査を実施することとされている。

令和 4 年度指定介護機関に対する指導実施状況は第 4 表のとおりである。

第 4 表 令和 4 年度指定介護機関に対する指導実施状況

一般指導 (集団指導)	個別指導
資料配布	1ヶ所

(9) 会議・研修

生活保護業務に携わる職員に対して生活保護行政運営方針等の周知徹底及び連絡調整を図ると共に、被保護者の自立への援助に必要な知識と技術を身につけるために各種会議、研修を実施している。令和4年度における会議、研修は第6表及び第7表のとおり実施した。

また、生活保護業務担当者が自らの意欲と専門性を向上させるための自主研修を行うことを目的として「生活保護事務連絡協議会」が、第5表のとおり設置されている。

第5表 生活保護事務連絡協議会の状況

協 議 会 名	構 成 員
(ア) 神奈川県生活保護事務研究協議会	市、郡部福祉事務所の査察指導担当職員
(イ) 神奈川県福祉現業員協議会	郡部福祉事務所の現業員等
(ウ) 医療・介護扶助担当者連絡協議会	市部福祉事務所の医療・介護扶助事務担当者

第6表 令和4年度 生活保護関係職員会議・研修等実績

	対象者	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
厚生労働省等	福祉事務所長・ 査察指導員関係				※福祉事務所長研修 新任査察指導員等基礎研修 -資料配布、動画配信等-						査察指導に 関する 研究協議会		
	地区担当員関係	※社会福祉 士実務認定 通信課程 (4/1~1年間)				担当ケース ワーカー全国 研修会			就労支援員 全国研修会				
	その他 (本庁職員等)				指導職員会議 (厚労省) -動画配信-								
県	課長・査察指導 員 関係				新任査察指導 員研修								
	地区担当員・ 支援員関係				地区担当員研 修【第1回】			地区担当員研 修【第2回】・就 労支援員研修			地区担当員研 修【第3回】・子 ども支援員研 修	新任地区 担当員研修	
関係会議等	福祉事務所 主管課長会議 〔神奈川県〕								担当査察 指導員会議 〔神奈川県〕			担当査察 指導員会議 〔神奈川県〕	
							担当指導職員 ブロック会議 〔厚労省〕				健康管理支援 事業担当者会 議 〔厚労省〕		全国主管課長 会議〔厚労省〕 -動画配信-
	県 指定都市 中核市					神奈川県内五 県市行政事務 連絡協議会					神奈川県 不正受給等 防止対策県域 連絡会(書面開 催)	神奈川県内五 県市行政事務 連絡協議会	関東地区都県 市担当係長等 連絡会議(書面 開催)

()主催

※ 担当：神奈川県福祉子どもみらい局地域福祉課

※ ※上記会議・研修名の標記は「生活保護」を省略して標記しております。

第7表 令和4年度 生活保護関係職員研修の実施状況（生活援護課主催）

研修会等の名称	対象者	開催月	日数	参加人数	研修会等の内容
新任査察指導員研修	新任査察指導員	6月	1日	14名	1 生活保護実施の態度等について
					2 監査の現場から～指摘事項から見える留意点
					3 不服申立て（審査請求）について
					4 医療扶助における留意点
					5 介護扶助における留意点
					6 ケース審査について
新任地区担当員研修 (ZOOM)	新任地区担当員（地区担当員経験が1年未満の者）	6月	1日	85名	1 生活保護制度の概要について 生活保護実施の態度について
					2 記録の書き方～適正な保護を実施するために～
					3 他法他施策について
					4 医療扶助について
					5 介護扶助について
					6 保護の要否判定の仕方
					7 新任ケースワーカーのみなさんへ
第1回地区担当員研修 (ZOOM)	地区担当員	7月	1日	45名	1 訪問調査をよりよく実施するために
第2回地区担当員研修 就労支援員研究協議会	地区担当員等	10月	1日	31名	1 企業へのアプローチ ～ビジネスパートナーとしての視点～
第3回地区担当員研修 子ども支援研修 面接相談員研修	地区担当員等	1月	1日	45名	1 生活保護における面接相談の留意点
					2 子どもと生活環境の関係にどう向き合うか ～子どもらしく生きられる場の創造と子どもの意思～
新任地区担当員 フォローアップ研修	新任地区担当員（地区担当員経験が概ね1年の者）	2月	2日	70名	1 保護の実施要領等について
					2 生活保護法施行事務監査の意義について
					3 監査をケース支援に活かすために
					4 保護の実施要領等について（事例検討）
					5 解決策を見つけよう

(10) 不服申立て

実施機関（政令指定都市含む）の保護の決定及び実施にかかる処分について不服のある者は、県知事に審査請求することができることとされ、その状況は第8表のとおりである。

第8表 不服申立ての状況

年度	請求 件数	取下げ 等件数	審査請求理由の概要	裁決 件数	裁決 結果	備考
H24	53	4		50	認容（4件） 棄却（32件）、却下（13件） 一部認容、その余棄却（1件）	25年度繰越 審査請求24件・再審査請求2件
H25	322	9	請求件数のうち、 保護変更決定処分（基準改定による減額）に対し不服（259件）	253	認容（2件） 棄却（226件）、却下（23件） 一部却下、その余棄却（2件）	26年度繰越 審査請求84件・再審査請求2件
H26	294	0	請求件数のうち、 保護変更決定処分（基準改定による減額）に対し不服（238件）	338	認容（4件） 棄却（311件）、却下（23件）	27年度繰越 審査請求41件・再審査請求1件 （→H27に1件取下げ）
H27	416	6	請求件数のうち、 保護変更決定処分（基準改定による減額）に対し不服（338件）	378	認容（2件） 棄却（358件）、却下（18件）	28年度繰越 審査請求72件・再審査請求1件
H28	86	22		64	認容（7件） 棄却（38件）、却下（16件） 一部認容、その余棄却（2件）	提起数のうち旧法13、新法73 平成29年度繰越 審査請求72件・再審査請求2件
H29	108	14		98	認容（4件） 棄却（42件） 却下（22件） 一部却下、その余棄却（29件） 一部棄却、その余は却下（1件）	平成30年度繰越 審査請求67件・再審査請求1件 （→H30に2件取下げ）
H30	326	8	請求件数のうち、 保護変更決定処分（基準改定による減額）に対し不服（236件）	92	認容（12件） 棄却（37件） 却下（20件） 一部却下、その余は棄却（22件） 一部認容、その余は棄却（1件）	令和元年度繰越 審査請求287件・再審査請求1件
R1	175	6	保護変更決定処分（基準改定による減額）に対し不服（98件）	213	認容（4件） 棄却（153件） 却下（43件） 一部却下、その余は棄却（10件） 一部棄却、その余は却下（2件） 一部認容、その余は却下（1件）	・死亡終了1件 令和2年度繰越 審査請求239件
			保護開始決定処分は不当（1件）			
			保護開始申請の却下は不当（4件）			
			保護変更申請却下処分は不当（10件）			
			保護申請却下処分に対する不服（9件）			
			保護変更決定処分に対し不服（28件）			
			保護廃止決定処分は不当（11件）			
			法第63条費用返還決定処分は不当（20件）			
			法第78条費用徴収決定処分は不当（4件）			
			保護停止決定処分は不当（1件）			
その他（3件）						
R2	264	11	保護変更決定処分（基準改定による減額）に対し不服（169件）	177	認容（8件） 棄却（127件） 却下（30件） 一部却下、その余は棄却（11件） 一部認容、その余は却下（1件）	令和3年度繰越 審査請求 319件
			加算認定に係る決定処分は不服（2件）			
			保護開始決定処分は不当（1件）			
			保護変更申請却下処分は不当（3件）			
			保護申請却下処分に対する不服（17件）			
			保護変更決定処分に対し不服（25件）			
			保護廃止決定処分は不当（10件）			
			法第63条費用返還決定処分は不当（28件）			
			法第78条費用徴収決定処分は不当（3件）			
			保護停止決定処分は不当（2件）			
その他（4件）						
R3	70	9	保護開始決定処分は不当（1件）	322	認容（8件） 棄却（270件） 却下（40件） 一部却下、その余は棄却（1件） 一部認容、その余は棄却（1件） 一部認容、その余は却下（2件）	・死亡終了2件 令和4年度繰越 審査請求 53件
			保護開始申請の却下は不当（1件）			
			保護変更申請却下処分は不当（5件）			
			保護申請却下処分に対する不服（14件）			
			保護変更決定処分に対し不服（26件）			
			保護廃止決定処分は不当（6件）			
			法第63条費用返還決定処分は不当（13件）			
			法第78条費用徴収決定処分は不当（1件）			
			保護停止決定処分は不当（2件）			
			その他（1件）			

※当年度中において請求された件数及びその請求理由の概要、また県知事が裁決した件数（裁決に係る審査請求年度は問わない）を計上したものを。請求人の死亡により審理を終了したものがあため、各表の件数の合計等は一致しない場合がある。

2 福祉事務所における生活保護行政の状況

(1) 組織体制

被保護世帯数ごとの福祉事務所数を表したのが第9表である。被保護世帯数が多いのは、市部では藤沢市福祉事務所(4,460世帯)、郡部では小田原保健福祉事務所(925世帯)である。また、市部で最も保護世帯数が少ないのは逗子市福祉事務所(312世帯)、郡部は鎌倉保健福祉事務所(115世帯)である。

平均被保護世帯数は、市部福祉事務所が1,883世帯、郡部福祉事務所は493世帯である。

第9表 被保護世帯数別 福祉事務所数 令和5年4月現在

被保護世帯数	500世帯未満	500世帯以上	1,000世帯以上	2,000世帯以上	3,000世帯以上	計
市部	2	5	3	4	2	16
郡部	4	2	0	0	0	6
県計	6	7	3	4	2	22

現業員数別の福祉事務所数を表したのが第10表である。生活保護現業員(面接員含む)は、市部福祉事務所に357人、郡部福祉事務所に44人配置されている。市部で最も多く生活保護現業員が配置されているのは横須賀市福祉事務所(57人)、郡部は小田原保健福祉事務所(14人)である。

第10表 生活保護現業員数別 福祉事務所数 令和5年4月現在

現業員数	1～5	6～10	11～15	16～20	21～30	31以上	計
市部	2	2	3	3	0	6	16
郡部	1	4	1	0	0	0	6
県計	3	6	4	3	0	6	22

生活保護現業員の配置数は、社会福祉法第 16 条で標準数が定められており、市部は被保護世帯 80 世帯につき 1 人、郡部は被保護世帯 65 世帯につき 1 人とされている。

担当平均ケース数ごとの福祉事務所数を表したのが第 11 表である。市部福祉事務所では現業員 1 人あたりの担当ケース数は、平均 84.4 ケースである。一方、郡部では、平均 67.3 ケースである。

第 11 表 担当平均ケース数別 福祉事務所数 令和 5 年 4 月現在

担当平均 ケース数	65 未満	65～70	71～80	81～90	91～100	101 以上	計
市部	0	0	6	6	3	1	16
郡部	2	2	2	0	0	0	6
県計	2	2	8	6	3	1	22

被保護者の増加並びに各自治体の行政改革等による全庁的な人員の抑制により、標準数を充足することが困難な福祉事務所も生じている。現業員の過不足人員ごとの福祉事務所数を表したのが第 12 表である。郡部の 6 保健福祉事務所、市部の 9 福祉事務所では標準数が充たされているが、7 福祉事務所が標準数を下回っている。

第 12 表 現業員過不足人員数別 福祉事務所数 令和 5 年 4 月現在

過不足数	△7～	△4～6	△1～3	±0	+1～3	計
市部	0	2	5	3	6	16
郡部	0	0	0	5	1	6
県計	0	2	5	8	7	22

第13表 福祉事務所の実施体制

令和5年4月

福祉事務所名	被保護世帯数 (5.4現在)	資格指導員										現業員					嘱託医(一般)	嘱託医(歯科)	嘱託医(精神)							
		標準数	現業員	c=b-a	過不足数	資格保有者数	d	e=d/a%	資格保有者の率	f	g=f/b%	現業員経験者の率	標準数	面接員	i	j				k=i+j-a	資格保有者数	l	m=l/i%	現業員の内訳		充足率
																								n	o=n/b%	
横須賀市福祉事務所	4,360	8	8	0	0	8	100.0%	7	87.5%	54	3	54	3	94.7%	54	10	17.5%	105.6%	2	1	1	1	1			
平塚市福祉事務所	2,957	5	5	0	0	5	100.0%	5	100.0%	36	0	36	0	94.7%	9	23.7%	105.6%	1	0	1	1	1				
鎌倉市福祉事務所	930	2	1	-1	-1	2	200.0%	2	200.0%	11	0	13	2	92.3%	2	15.4%	118.2%	1	0	1	1	1				
藤沢市福祉事務所	4,460	8	7	-1	-1	7	100.0%	5	71.4%	55	1	52	1	96.2%	14	26.4%	96.4%	1	1	1	1	1				
小田原市福祉事務所	2,778	5	5	0	0	5	100.0%	2	40.0%	34	2	31	-1	84.8%	10	30.3%	97.1%	1	1	1	1	1				
茅ヶ崎市福祉事務所	1,764	3	3	0	0	3	100.0%	3	100.0%	22	0	18	-4	88.9%	9	50.0%	81.8%	1	0	1	1	1				
逗子市福祉事務所	312	1	1	0	0	1	100.0%	1	100.0%	3	0	4	1	75.0%	1	25.0%	133.3%	1	0	1	1	1				
三浦市福祉事務所	551	1	1	0	0	1	100.0%	1	100.0%	6	0	6	0	100.0%	1	16.7%	100.0%	1	0	1	1	1				
秦野市福祉事務所	1,595	3	2	-1	-1	2	100.0%	0	0.0%	19	0	17	-2	82.4%	5	29.4%	89.5%	1	1	1	1	1				
厚木市福祉事務所	2,546	4	4	0	0	4	100.0%	4	100.0%	31	0	31	0	96.8%	5	16.1%	100.0%	1	1	1	1	1				
大和市福祉事務所	2,932	5	4	-1	-1	4	100.0%	4	100.0%	36	1	32	-3	93.9%	6	18.2%	91.7%	1	1	1	1	1				
伊勢原市福祉事務所	990	2	2	0	0	2	100.0%	2	100.0%	12	0	11	-1	81.8%	2	18.2%	91.7%	1	1	1	1	1				
海老名市福祉事務所	944	2	2	0	0	2	100.0%	1	50.0%	11	0	12	1	108.3%	1	8.3%	109.1%	1	1	1	1	1				
匝間市福祉事務所	1,987	3	3	0	0	3	100.0%	3	100.0%	24	0	18	-6	105.6%	4	22.2%	75.0%	1	1	1	1	1				
南足柄市福祉事務所	344	1	1	0	0	1	100.0%	1	100.0%	4	0	4	0	50.0%	2	50.0%	100.0%	1	0	1	1	1				
綾瀬市福祉事務所	676	1	1	0	0	1	100.0%	1	100.0%	8	0	9	1	100.0%	3	33.3%	112.5%	1	1	1	1	1				
市部計	30,126	51	50	-4	-4	51	100.0%	42	84.0%	366	7	350	-9	93.3%	84	23.5%	97.5%	17	10	16	16	16				
平塚保健福祉事務所	412	1	1	0	0	1	100.0%	1	100.0%	6	0	6	0	100.0%	1	16.7%	100.0%	1	0	1	1	1				
平塚保健福祉支署 若ヶ崎	512	1	1	0	0	1	100.0%	1	100.0%	7	0	7	0	100.0%	1	14.3%	100.0%	1	0	1	1	1				
鎌倉保健福祉事務所	115	1	1	0	0	1	100.0%	1	100.0%	2	0	2	0	100.0%	0	0.0%	100.0%	1	0	1	1	1				
小田原保健福祉事務所	925	2	2	0	0	2	100.0%	2	100.0%	14	0	14	0	100.0%	2	14.3%	100.0%	1	0	1	1	1				
小田原保健福祉事務所 足柄上センター	497	1	1	0	0	1	100.0%	1	100.0%	7	0	8	1	100.0%	1	12.5%	114.3%	1	0	1	1	1				
厚木保健福祉事務所	498	1	1	0	0	1	100.0%	1	100.0%	7	0	7	0	100.0%	1	14.3%	100.0%	1	0	1	1	1				
郡部計	2,959	7	7	0	0	7	100.0%	7	100.0%	43	0	44	1	100.0%	6	13.6%	102.3%	6	0	6	6	6				
合計	33,085	61	57	-4	-4	58	100.0%	49	86.0%	409	7	394	-8	94.0%	90	22.4%	98.0%	23	10	22	22	22				

(2) 保護業務の自主的内部点検

保護業務の自主的内部点検は、福祉事務所が当面する課題及び指導監査結果に基づく指導事項又は指示事項を取り入れた点検を行い、これらの課題に対して、年間を通じて具体的な対応を図ろうとするものである。

実施した自主的内部点検の結果は、福祉事務所としての評価を行い、実施方針等に反映されている。

(3) 会議・研修等

生活保護法を適切に運営し、また被保護者に対して適切な支援を行うためには福祉事務所現業員の役割が大きな比重を占めるとともに、関係機関との協力関係を確立することも重要である。

このため、各福祉事務所ではケース研究会や新任職員に対する研修、さらには近隣福祉事務所との職員研修の交流、関係機関との連絡会議等を行い、現業員の職務能力の向上、資質の向上に努めている。

(4) 現業活動

生活保護行政の現業活動は、査察指導員を中心に福祉事務所として一体性のある組織的な業務が遂行されているが、その主な業務として、「訪問調査活動」「関係先調査」「ケース診断会議」「長期医療扶助受給者実態把握」及び「自立助長の推進」があり、その状況は次のとおりである。

ア 訪問調査活動の状況

「訪問調査活動」は現業活動の最も主要な部分であり、ケースの実態把握と指導援助をその目的としている。各福祉事務所とも世帯類型、援助方針等に応じた訪問基準を設定し、全世帯について年1回以上の定期的な見直しを行う他、随時実態に応じた変更を行っている。福祉事務所の訪問基準の状況は第14表のとおりである。

また、令和4年度における地区担当員1人あたりの月平均訪問日数は、市部で5.1日、被保護世帯への訪問実施件数は14.3件、郡部で6.2日、13.3件となっている。

第14表 福祉事務所の実施体制及び訪問活動の状況（市部）（その1）

福祉事務所名	年度	実施体制（4月1日現在）				訪問基準の状況（4月1日現在）												訪問活動の状況									
		査察指導員		現業員		年12回	年6回	年4回	年3回	年2回	年1回	計	訪問延件数			電話等による生活状況等の聴取を実施した件数			訪問日数（実績）	過去の延地区担当員数	地区担当員1人当たりの月間訪問実績						
		標準数	現員	標準数	専任面接担当員								計画	実績	うち、家庭内面接を実施した件数	うち、緊急対応を実施した件数	うち、S/V同行	計画に対する訪問実施率			B/A	計画に対する家庭内面接実施率	B'/A'	C	D	B/D	C/D
横須賀市	3	7	8	52	3	52	0	109	172	326	2,361	361	4,329	15,078	2,825	1,821	82	18.7%	12.1%	8,867	1,819	570	5.0	3.2			
	4	8	8	53	3	51	0	113	158	1,418	2,277	406	4,372	14,176	10,835	8,148	92	76.4%	57.5%	1,215	2,862	612	17.7	4.7			
平塚市	3	5	4	34	0	38	0	105	233	539	1,161	397	2,773	8,928	3,222	2,308	77	36.1%	25.9%	4,970	1,245	396	8.1	3.1			
	4	5	5	36	0	36	0	214	291	1,198	355	340	2,959	8,899	4,871	3,172	36	54.7%	35.6%	3,864	1,517	401	12.1	3.8			
鎌倉市	3	1	2	10	0	13	0	4	13	197	405	97	859	2,661	2,767	2,744	4	104.0%	103.1%	317	1,211	144	19.2	8.4			
	4	2	2	11	1	12	0	20	40	144	467	119	141	2,904	2,835	2,743	12	97.6%	94.5%	0	1,105	144	19.7	7.7			
藤沢市	3	8	6	53	0	47	0	147	217	694	2,296	733	4,340	15,116	1,829	1,798	31	12.1%	11.9%	13,490	2,024	504	3.6	4.0			
	4	8	6	54	0	49	0	35	257	728	2,248	713	345	13,339	3,202	2,721	46	24.0%	20.4%	11,952	3,367	552	5.8	6.1			
小田原市	3	5	5	34	2	30	0	16	23	451	550	163	2,433	6,450	2,959	2,959	6	45.9%	45.9%	1,612	1,265	384	7.7	3.3			
	4	5	5	34	2	30	0	8	17	373	636	1,248	452	6,546	3,896	3,544	0	59.5%	54.1%	628	1,929	390	10.0	4.9			
茅ヶ崎市	3	3	3	21	0	18	0	0	95	166	1,218	253	1,732	3,757	1,336	1,205	0	35.6%	32.1%	2,837	617	198	6.7	3.1			
	4	3	3	21	0	16	0	0	97	165	1,224	252	1,738	3,606	3,236	3,145	0	89.7%	87.2%	91	653	175	18.5	3.7			
逗子市	3	1	1	4	0	3	0	3	11	39	34	203	41	791	355	322	7	44.9%	40.7%	627	268	48	7.4	5.6			
	4	1	1	4	0	4	0	12	50	96	392	50	757	777	1,034	338	0	133.1%	43.5%	696	231	48	21.5	4.8			
三浦市	3	1	1	6	0	6	0	8	36	120	191	96	103	1,649	1,328	134	18	80.5%	8.1%	1,194	207	72	18.4	2.9			
	4	1	1	6	0	6	0	13	35	133	174	97	113	1,678	1,265	187	18	75.4%	11.1%	1,078	204	72	17.6	2.8			

第14表 福祉事務所の実施体制及び訪問活動の状況（市部）（その2）

福祉事務所名	年度	世帯実帯保数(4.1)		実施体制(4月1日現在)				訪問基準の状況(4月1日現在)												訪問活動の状況									
		世帯数	実帯保数	標準数	現業員		年12回	年6回	年4回	年3回	年2回	年1回	計	訪問延件数			電話等による生活状況等の聴取を要した件数			過去1年の延地区担当員数	地区担当員1人当たりの月訪問件数								
					標準数	現員数								専任面接員	地区担当員	計画	実績	計画に対する訪問実施率	計画に対する家庭内面接実施率		訪問延日数(実績)	訪問延日数	訪問件数	訪問日数					
秦野市	3	1,537	3	2	19	0	16	7.1	10.1	14.7	3.9	6.12	2.46	1,503	4,052	2,298	2,263	36	56.7%	55.8%	715	812	192	12.0	4.2				
	4	1,555	3	2	19	0	16	8.4	8.6	15.8	18.5	7.21	34.9	2,064	4,130	3,307	2,839	40	80.1%	68.7%	744	1,019	192	17.2	5.3				
厚木市	3	2,541	4	4	31	1	30	2.92	3.6	14.9	36.8	32.1	12.6	2,570	7,086	5,359	5,359	63	75.6%	75.6%	0	1,872	345	15.5	5.4				
	4	2,564	5	4	32	1	32	0	3.0	15.4	36.8	32.5	12.6	2,541	7,076	5,646	5,502	50	79.8%	77.8%	906	2,415	384	14.7	6.3				
大和市	3	2,903	5	4	36	0	33	0.1	4.8	2.43	8.6	3.78	13.1	2,892	8,181	4,669	3,501	40	57.1%	42.8%	1,184	1,351	365	12.8	3.7				
	4	2,898	5	4	36	1	32	8.1	5.3	8.5	39.2	30.4	13.8	2,875	7,988	7,073	5,429	63	88.5%	68.0%	416	2,132	355	19.9	6.0				
伊勢原市	3	976	2	2	11	0	11	4.0	0.0	16.7	0.0	63.0	12.5	958	2,500	2,334	374	50	93.4%	15.0%	1,862	256	144	16.2	1.8				
	4	969	2	2	12	2	11	3.8	0.0	17.6	0.0	61.3	14.7	969	2,653	2,305	225	54	86.9%	8.5%	1,963	316	132	17.5	2.4				
海老名市	3	960	2	2	12	0	12	1.9	2.9	1.9	1.2	4.7	2.1	754	2,727	3,118	2,837	8	114.3%	104.0%	1,431	862	137	22.8	6.3				
	4	934	2	2	11	0	13	1.7	3.4	10.6	21.0	53.1	26	924	2,687	3,103	1,484	10	115.5%	55.2%	1,197	964	144	21.5	6.7				
座間市	3	1,872	3	3	23	0	17	8.3	0.0	4.02	1,020	2.48	7.5	1,828	6,247	779	700	29	12.5%	11.2%	2,379	1,989	286	2.7	7.0				
	4	1,917	3	3	23	0	19	8.4	13.4	54.7	436	23.3	4.1	1,873	6,687	3,666	1,023	42	54.8%	15.3%	2,385	851	264	13.9	3.2				
南足柄市	3	311	1	1	3	0	3	1.0	0.0	7.0	0	1.73	6.1	317	713	156	154	28	21.9%	21.6%	271	191	36	4.3	5.3				
	4	314	1	1	3	0	3	1.0	0.0	22.1	0	1.73	6.4	317	733	261	236	11	35.6%	32.2%	25	305	36	7.3	8.5				
綾瀬市	3	683	1	1	8	0	9	0.6	3.6	9.2	19.6	54.3	12.7	694	1,703	683	519	2	40.1%	30.5%	1,376	444	104	6.6	4.3				
	4	694	1	1	8	0	9	4	3.6	9.2	19.6	54.3	12.7	694	1,831	600	549	4	32.8%	30.0%	1,467	481	105	5.7	4.6				
市部計	3	29,404	52	49	357	6	338	6.58	1.023	3.799	9.913	10.370	3.104	28,867	87,639	36,017	28,998	481	41.1%	33.1%	43,132	16,433	3,925	9.2	4.2				
	4	29,637	55	50	363	10	339	6.57	1.503	4.592	9.688	10.538	3.639	30,639	85,710	57,135	41,285	478	66.7%	48.2%	28,627	20,351	4,006	14.3	5.1				

第14表 福祉事務所の実施体制及び訪問活動の状況（郡部）（その3）

福祉事務所名	年度	世帯保 数 (4.1)	実施体制(4月1日現在)			訪問基準の状況(4月1日現在)												訪問活動の状況				地区担当員 1人当たりの 月間訪問実績		
			標準 数	現員 数	標準 数	専任 面接 員	地区 担当 員	年12回	年6回	年4回	年3回	年2回	年1回	計	計画	実績	うち、家庭 面接を 実施した 件数	S(再掲)	計画に 対する 訪問 実施率	計画に 対する 家庭 面接 実施率	電話等による 生活状況 等の聴取を 実施した件 数	訪問 延日数 (実績)	過去一年 間の延日 数	訪問 件数
平塚保健福祉事務所	3	400	1	1	6	0	6	14 3.4%	10 2.4%	40 9.8%	74 18.1%	216 52.8%	409 13.4%	1,070	1,560	1,437	3	145.8%	134.3%	328	521	72	21.7	7.2
	4	404	1	1	6	0	6	13 3.2%	10 2.5%	39 9.6%	73 17.9%	218 53.4%	408 13.3%	1,125	1,417	1,127	4	126.0%	100.2%	290	466	73	19.4	6.4
平塚保健福祉事務所 若ヶ崎支所	3	506	1	1	7	0	8	6 1.2%	2 0.4%	26 7.5%	133 27.5%	264 8.7%	483	1,324	547	7	41.3%	41.3%	415	432	77	7.1	5.6	
	4	512	1	1	7	0	7	27 5.2%	3 0.6%	41 7.9%	151 29.2%	257 49.7%	517 7.4%	1,323	1,331	1,217	22	100.6%	92.0%	106	714	95	14.0	7.5
鎌倉保健福祉事務所	3	109	1	1	2	0	2	2 1.9%	2 2.8%	13 12.0%	49 45.4%	26 13.9%	108	349	361	269	40	103.4%	77.1%	50	151	16	22.6	9.4
	4	116	1	1	2	0	2	5 4.3%	1 0.9%	19 16.4%	39 33.6%	37 31.9%	116	337	300	263	32	89.0%	78.0%	18	191	24	12.5	8.0
小川原保健福祉事務所	3	931	2	2	14	0	15	48 5.2%	23 2.5%	68 7.3%	229 24.6%	468 10.3%	932	2,537	1,723	1,661	39	67.9%	65.5%	921	1,131	168	10.3	6.7
	4	956	2	2	14	0	14	42 4.4%	13 1.4%	78 8.3%	230 24.4%	453 13.6%	944	2,247	1,440	1,380	15	64.1%	61.4%	560	975	168	8.6	5.8
小川原保健福祉事務所 足柄上センター	3	446	1	1	6	0	7	9 4.9%	2 2.2%	10 16.6%	126 27.9%	179 39.6%	452	1,660	1,099	905	3	66.2%	54.5%	730	436	79	13.9	5.5
	4	473	1	1	7	0	7	31 6.6%	4 3.0%	94 19.9%	130 27.5%	70 35.9%	473	1,692	1,044	969	6	61.7%	57.3%	603	497	84	12.4	5.9
厚木保健福祉事務所	3	473	1	1	7	0	7	19 4.0%	4 0.8%	88 18.6%	169 35.7%	152 8.7%	473	1,295	1,452	1,108	10	112.1%	85.6%	12	472	72	20.2	6.6
	4	485	1	1	7	0	7	18 3.7%	3 0.6%	80 16.5%	126 25.9%	201 41.4%	486	1,149	1,434	992	16	124.8%	86.3%	48	391	81	17.7	4.8
郡部計	3	2,865	7	7	42	0	45	111 3.9%	52 1.8%	320 11.2%	780 27.3%	289 10.1%	2,857	8,235	6,742	5,927	102	81.9%	72.0%	2,456	3,143	484	13.9	6.5
	4	2,946	7	7	43	0	43	136 4.6%	44 1.5%	351 11.9%	749 25.4%	328 45.4%	2,944	7,873	6,966	5,948	95	88.5%	75.5%	1,625	3,234	525	13.3	6.2

1 「査察指導員」の「標準数」欄は、現業員の標準数を7で除して得た数とし、端数は小数点以下第1位を四捨五入すること。ただし、1未満は1とすること。
2 「現業員」の「標準数」欄は、社会福祉法第16条に基づく数と、被保護世帯数を基に郡部福祉事務所の場合は6.5、市部の場合は8.0で除して得た数(端数は小数点以下第1位を四捨五入)と比較して、いずれか少ない方の数を記入すること。
3 「訪問基準の状況」欄については、基準設定の無い訪問期間には「-」を、基準設定はあるが該当ケースが無い場合には「0」を記入すること。
4 「訪問活動の状況」欄には訪問時不在の件数も含んだ数を計上すること。

第 15 表 福祉事務所の訪問基準の状況

令和 5 年 4 月 1 日現在

訪問基準		事務所数	訪問基準		事務所数
4 区 分	A (年に 12 回以上訪問)	2	6 区 分	A (年に 12 回以上訪問)	17
	B (年に 4 回以上訪問)			B (年に 6 回以上訪問)	
	C (年に 2 回以上訪問)			C (年に 4 回以上訪問)	
	D (年に 1 回以上訪問)			D (年に 3 回以上訪問)	
5 区 分	A (年に 12 回以上訪問)	1		E (年に 2 回以上訪問)	
	B (年に 6 回以上訪問)			F (年に 1 回以上訪問)	
	C (年に 3 回以上訪問)		計	22	
	D (年に 2 回以上訪問)				
	E (年に 1 回以上訪問)				
	A (年に 12 回以上訪問)	2			
	B (年に 4 回以上訪問)				
	C (年に 3 回以上訪問)				
	D (年に 2 回以上訪問)				
	E (年に 1 回以上訪問)				

イ 関係先調査

生活保護は、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるため、保護の開始、変更、停止又は廃止する際は要否判定が必要とされ、預貯金、生命保険などの保有状況調査を行う。

また、民法で規定する扶養義務者や他の法律に定める扶助は生活保護法に優先して行われるべきであることから、親族等からの仕送り等援助の可否や年金その他福祉各法で定める公的扶助の受給可否を調査している。

ウ ケース診断会議

ケース診断会議では、多くの課題を抱えるケースや自立を推進すべきケースあるいは指導が困難なケースなど、福祉事務所として多角的かつ組織的な対応を必要とする

ケースについて検討を行い、援助方針の策定、見直しを図っている。

この会議は主として査察指導員が主催するが、福祉事務所の組織的判断と方針の決定を行うことから、所長等も出席し、また必要に応じて嘱託医、就労支援員などの参加を求め、総合的な社会診断と指導・援助計画についての検討を行うことにより、効果的で的確なケース支援の展開を図っている。

(5) 自立支援プログラム

自立支援プログラムとは、保護の実施機関が管内の被保護世帯全体の状況を把握した上で、被保護者の状況や自立阻害要因について類型化を図り、それぞれの類型毎に取り組むべき自立支援の具体的内容及び実施手順等を定め、これに基づき被保護者の自立に必要な支援を組織的に実施するものである。

自立支援プログラムのうち、就労による自立を目的とした就労支援プログラムでは、各福祉事務所が地域や世帯構成の特性等を踏まえながら独自でプログラムを策定して個別の支援を展開しているところである。就労支援プログラムのうち、就労支援員による支援については、平成 17 年度以降、順次県内福祉事務所に就労支援員を配置し、全福祉事務所に配置がされた。支援効果の重要性を鑑み、平成 27 年 4 月からは生活保護法上の必須事業とされている。

また、福祉事務所とハローワークの連携事業として、自治体と労働局の間で協定を締結し、福祉事務所からハローワークへの支援対象者の送り出し、福祉事務所へのハローワークの常設窓口の設置や巡回相談の実施等、ハローワークと自治体が一体となり、就労支援体制の強化を図る「生活保護受給者等就労自立促進事業」を平成 25 年度から開始している。

自立支援プログラムは、就労による「経済的自立」のみならず、「日常生活自立」、「社会生活自立」を目的としたプログラムの策定・実施の充実にむけた取り組みが各福祉事務所で行われ、一人ひとりの被保護者の自立に着眼した支援体制の強化が図られてきているところである。

第 16 表 各福祉事務所における個別支援プログラム策定状況 令和 5 年 3 月時点

自治体名	自立支援プログラム名	参加者数	達成者数
平塚市	生活保護受給者等就労自立促進事業	22	16
	被保護者就労支援事業	202	27
	年金相談事業	67	58
	子ども健全育成事業	44	14
鎌倉市	生活保護受給者等就労自立促進プログラム	42	21
	福祉事務所就労支援プログラム	3	2
	長期入院患者退院促進プログラム	0	0
	債務者支援プログラム	0	0

鎌倉市	被保護者介護老人福祉施設入所者支援プログラム	0	0
藤沢市	生活保護受給者等就労自立促進事業	116	60
	被保護者就労支援事業	116	19
	被保護者就労準備支援事業	20	1
	健康管理支援事業	3864	802
	子ども支援プログラム	86	17
小田原市	居宅介護支援計画点検業務	535	153
	退院促進個別支援プログラム	23	6
	ホームレス自立支援プログラム	19	19
	債務整理プログラム	53	5
	ニート・引きこもり等支援プログラム	101	23
	就労支援プログラム	210	53
茅ヶ崎市	生活保護受給者等就労自立促進事業	31	15
	精神障害者退院促進プログラム	8	0
	債務整理支援プログラム	100	10
	家計簿活用支援プログラム	2	0
	茅ヶ崎市子ども健全育成推進事業	24	23
	被保護者就労支援事業	133	26
逗子市	逗子市就労支援プログラム	13	1
	逗逗子市多重債務者等	9	4
	逗子市被保護世帯学習プログラム	4	3
三浦市	生活保護受給者等就労自立促進プログラム	53	0
秦野市	被保護者就労準備支援事業	20	3
	生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業	11	11
	生活困窮者家計改善支援事業	41	4
	被保護者健康管理支援事業	41	40
	生活保護受給者年金受給支援事業	198	53
	被保護者就労支援事業	96	34
厚木市	生活保護受給者等就労自立促進事業	60	24
大和市	生活保護受給者等就労自立促進事業	14	10
	就労支援員による就労支援プログラム	81	48
	被保護者就労準備支援プログラム	13	3

	被保護世帯等こども健全育成支援事業	78	78
伊勢原市	生活保護受給者等就労	30	13
	被保護者就労準備支援事業	3	0
	就労支援員による就労支援事業	16	7
	年金受給支援プログラム	27	12
	子ども学習習慣づくり支援プログラム	25	25
海老名市	就労支援プログラム	34	12
座間市	生活保護受給者等就労自立促進事業	13	2
	被保護者就労支援事業	125	54
	被保護者就労準備支援事業	16	0
	被保護者家計改善支援プログラム	31	10
南足柄市	就労プログラム	11	1
	在宅生活見守り支援プログラム	29	29
綾瀬市	生活保護受給者等就労自立促進事業	17	5
	就労支援プログラム	17	5
	被保護者等就労準備支援事業（就業体験的ボランティア）	18	9
	高校進学支援プログラム	6	5
	外国人向け就労自立支援推進事業	4	0
	健康管理支援事業	337	74
	被保護者等就労準備支援事業（農業補助 公共施設管理補助）	11	11
	母子世帯自立支援プログラム	8	1
	多重債務者債務整理支援プログラム	3	0
平塚保健福祉事務所	他法他施策活用支援プログラム	224	224
	被保護者就労支援プログラム	20	9
	高校進学支援及び高校生支援プログラム	7	7
	子どもに対する学習支援事業	3	3
平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所	被保護者就労支援事業	53	53
	生活困窮者等家計改善支援事業	14	14
	生活困窮世帯の子どもの健全育成事業	109	109
	生活困窮者等就労準備支援事業	2	2
	被保護者健康管理支援事業	57	57
	精神科病院長期入院患者年金支給プログラム	3	3

鎌倉保健福祉事務所	被保護者就労支援事業	7	4
	生活困窮者等家計改善支援事業	0	0
	生活困窮者等就労準備支援事業	0	0
	被保護者健康管理支援事業	15	4
	生活困窮世帯の子どもの健全育成事業	10	10
小田原保健福祉事務所	子どもの育ち支援プログラム	68	68
	高校進学等支援プログラム	13	13
	高校生支援プログラム	12	12
	中学卒業後の社会生活支援プログラム	7	7
	被保護者就労準備支援事業	21	0
	被保護者就労支援事業	13	0
	居住の安定確保支援事業	21	7
	生活保護受給者等就労自立促進事業	31	24
	生活困窮者等家計改善支援事業	35	21
所 足 柄 上 セ ン タ ー 小 田 原 保 健 福 祉 事 務 所	農業訓練・社会参加促進支援プログラム	9	0
	被保護者就労支援事業	7	3
	子どもの健全育成プログラム	69	69
厚 木 保 健 福 祉 事 務 所	被保護者就労支援事業	28	18
	生活困窮者等就労準備支援事業	23	23
	居住の安定確保支援事業	101	101
	生活困窮世帯の子どもの健全育成事業	130	130
	生活困窮者等家計改善支援事業	101	101
	被保護者健康管理支援事業	141	63
	外国籍被保護者等に対する自立支援プログラム	284	284

(6) 生活保護受給者等就労自立促進事業

平成 17 年度より、「生活保護受給者等就労支援事業」としてハローワークと福祉事務所が連携し、就労・自立の意欲が一定程度以上ある生活保護受給者に対して、個々の対象者の様態、ニーズ等に応じた就労支援を実施した。平成 23 年度より「『福祉から就労』支援事業」となり、地方公共団体と労働局・安定所との間で、年間の支援対象者数、就職者数等に関する目標、役割分担等について定めた協定を締結し、就労支援を実施している。

さらに、平成 25 年度からは、「『福祉から就労』支援事業」を発展させ、福祉事務所へのハローワークの常設窓口を設置、巡回相談を行うなど、ハローワークと自治体が一体となった就労支援体制を強化した「生活保護受給者等就労自立促進事業」を開始している。

実施状況は第 17 表のとおりである。

第 17 表 生活保護受給者等就労自立促進事業の実施状況（政令・中核市を含む）

（令和 4 年度）

支援の取組み件数	就職・増収件数
2,598	1,621

※「令和 4 年度における就労支援等の状況調査について」（令和 5 年 7 月 13 日付け厚生労働省社会・援護局保護課自立支援係長事務連絡）における調査票により算出

(7) 就労支援員等による個別支援プログラム

各福祉事務所に配置された就労支援員を活用する個別支援プログラムの実施状況は、第 18 表のとおりである。

神奈川県の実施機関では、令和 5 年 3 月現在 148 名の就労支援員が配置されており、査察指導員、現業員と連携して効果的な就労支援を実施している。

第 18 表 就労支援員等による個別支援プログラム実施状況（政令・中核市を含む）

（令和 4 年度）

支援の取組み件数	就職・増収件数
5,613	1,686

※「令和 4 年度における就労支援等の状況調査について」（令和 5 年 7 月 23 日付け厚生労働省社会・援護局保護課自立支援係長事務連絡）における調査票により算出

(8) 県内保護施設の状況

第19表 県内保護施設の状況

(令和5年4月1日現在)

設置主体	運営主体	施設種別	施設名	所在地	許可年月日	入所定員	入所現員
(福)恩賜財団神奈川県同胞援護会		救護施設	平塚ふじみ園	平塚市四之宮6-15-1	平成18年3月29日	180	162
(福)横浜社会福祉協会			清明の郷	横浜市南区中村町5-315	平成18年3月27日	190	188
(福)恩賜財団神奈川県同胞援護会		救護施設	岡野福祉会館	横浜市西区岡野2-15-6	平成8年2月1日	130	126
横浜市	(福)神奈川県匡済会		横浜市浦舟園	横浜市南区浦舟町3-46	平成16年7月1日	100	97
(福)幼年保護会			甲突寮	横浜市磯子区丸山1-19-20	昭和39年9月1日	50	32
横浜市	(福)横浜市社会事業協会	更生施設	横浜市中央浩生館	横浜市南区中村町3-211	昭和56年4月1日	60	40
(福)横浜愛隣会			民衆館	横浜市南区睦町1-27	昭和58年4月22日	68	55
(福)川崎聖風福祉会		救護施設	ノーマ・ヴィラージュ聖風苑	川崎市川崎区池上新町3-1-8	平成4年4月1日	80	79

注1：医療保護施設を除く。

注2：「岡野福祉会館」は、平成5年4月1日に県立委託更生施設から民立民営更生施設に転換後、平成8年2月1日より救護施設に施設転換済（新築、定員130人）。

注3：「平塚ふじみ園」は、平成18年4月1日から民立民営により事業開始。

第20表 県内保護施設（救護・更生）所管別入所者の状況

ア 救護施設

(令和5年4月1日現在)

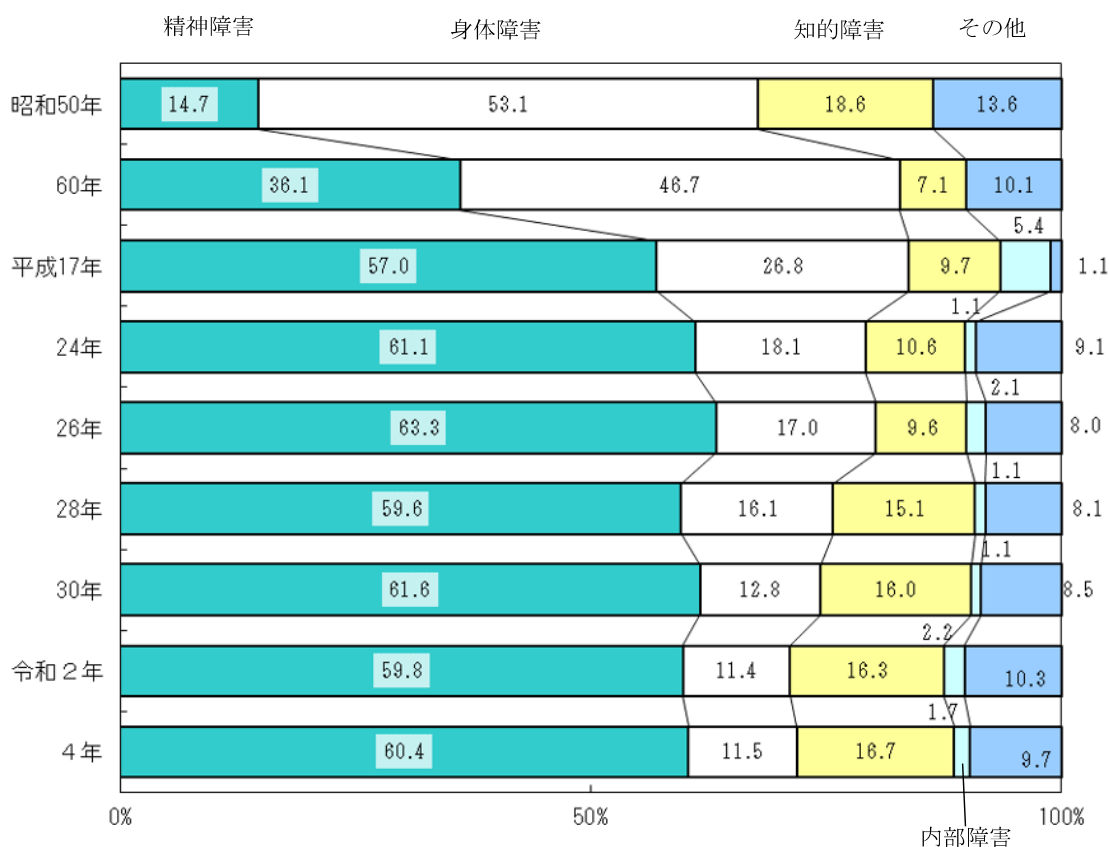
施設名		平塚ふじみ園		清明の郷		岡野福祉会館		横浜市浦舟園		ノーマ・ヴィラージュ聖風苑		計	
定員		180		190		130		100		80		680	
実施機関	県所管	141	87.0%	0	0.0%	2	1.6%	1	1.0%	0	0.0%	144	22.1%
	横浜市	1	0.6%	183	97.3%	123	97.6%	96	99.0%	8	10.1%	411	63.0%
	川崎市	1	0.6%	5	2.7%	0	0.0%	0	0.0%	71	89.9%	77	11.8%
	相模原市	19	11.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	19	2.9%
	横須賀市	0	0.0%	0	0.0%	1	0.8%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.2%
	その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	計	162	100.0%	188	100.0%	126	100.0%	97	100.0%	79	100.0%	652	100.0%

イ 更生施設

(令和5年4月1日現在)

施設名		甲突寮		横浜市中央浩生館		民衆館		計	
定員		50		60		68		178	
実施機関	県所管	7	21.9%	0	0.0%	0	0.0%	7	5.5%
	横浜市	19	59.4%	39	97.5%	54	98.2%	112	88.2%
	川崎市	2	6.3%	0	0.0%	1	1.8%	3	2.4%
	相模原市	1	3.1%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.8%
	横須賀市	3	9.4%	1	2.5%	0	0.0%	4	3.1%
	その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	32	100.0%	40	100.0%	55	100.0%	127	100.0%	

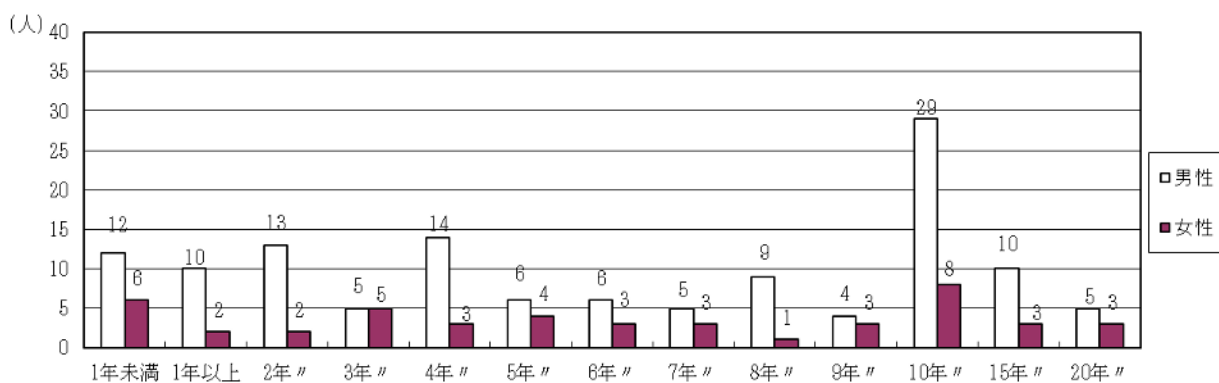
第 21 表 救護施設（平塚ふじみ園）利用者の障害状況構成比推移(令和 5 年 3 月 31 日時点)



※ 昭和 50 年及び 60 年については、「内部障害」を分けていないため、その他に含む。

第 22 表 救護施設（平塚ふじみ園）の在園期間別在園者数（令和 5 年 3 月 31 日時点）

平均在園期間 7.8 年（男性 7.8 年 女性 7.8 年）
 在園人数 174 人（男性 128 人 女性 46 人）



(令和 5 年 3 月 31 日現在)

	1年未満	1年以上	2年以上	3年以上	4年以上	5年以上	6年以上	7年以上	8年以上	9年以上	10年以上	15年以上	20年以上	計
在園者数	18	12	15	10	17	10	9	8	10	7	37	13	8	174

(平塚ふじみ園「事業年報」より)